

## 民間委託推進に関する検討会議における検討事項

- 1 「民間委託に係るガイドライン」の改定の基本的考え方
  - (1) 規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)との関係
  - (2) 公共サービス改革法との関係
  
- 2 個別の検討事項
  - (1) 推進対象業務の範囲及び要件
    - ア 上記の改定の基本的考え方に沿った推進対象業務の範囲及び要件の見直し
    - イ 公共サービス改革法に基づく対象業務とすることが適当な業務
  - (2) 統計調査の適正な実施の確保の観点から講ずべき措置
    - ア 委託業務の質の確保を図るための方策
      - 対象業務に求められる「質」に関する基準
    - イ 委託業務の適正な実施の確保を図るための方策
      - 委託先に求められる業務遂行能力の基準
      - 総合評価方式を採用する場合の落札者決定のための評価基準
      - 業務の履行状況のモニタリング方法
  - (3) 委託業務の履行状況の評価基準
  - (4) その他改定等を要すべき事項

検討事項は、検討状況等を踏まえ、適宜見直すものとする。

## 民間委託推進に関する検討会議スケジュール

	開催時期	議 題
第 1 回検討会議	11 月 22 日（水）	ワーキンググループの設置 今後の主な検討事項 今後の主なスケジュール
第 1 回WG	11 月 22 日（水）	検討事項、論点の整理
第 2 回WG	12 月 20 日（水）	ガイドラインの位置付け ガイドライン改定の基本的考え方
第 3 回WG	1 月	改定を検討すべき個別事項
第 4 回WG	2 月	改定を検討すべき個別事項
第 5 回WG	3 月	改定を検討すべき個別事項 ガイドライン改正（素案）の審議
第 2 回検討会議	3 月	ガイドライン改正（素案）のWG報告
第 6 回WG	4 月	ガイドライン改正（案）の審議
第 3 回検討会議	5 月	ガイドライン改正（案）の決定

検討会議構成員以外の府省との調整を経て、「各府省統計主管課長等会議申合せ」を行う。

## 都道府県照会結果概要

( 18 年 10 月に行った都道府県への照会をもとに、統計局においてまとめたもの )

## 1. 民間事業者の活用により効率化が可能と考えられる事務

『統計局所管の指定統計調査に関する事務のうち、民間事業者の活用により効率化可能と考えられるものは何か』について照会。

## 【回答結果概要】

都道府県ごとに回答内容は異なるが、それらを総合すれば、現在、都道府県において実施することとしている業務のほぼすべてについて、民間事業者の活用による効率化は可能との指摘があった。

都道府県によっては、苦情処理、入札に係る事務及び民間事業者の管理等の事務量増加が見込まれることを理由に、効率化できる事務はないとの回答も見られた。

## 2. 民間委託した場合の効果、心配な点

『統計局所管の指定統計調査に関する事務を仮に民間事業者に委託した場合に、期待される効果、心配される点』について照会。

## 【回答結果概要】

## &lt; 期待される効果 &gt;

現在、都道府県が行っている事務( 調査員の任命や指導、照会対応等 )の省力化。  
民間事業者の育成、発注する行政側におけるノウハウ蓄積。

( 一時的に大きな負担のかかる ) 5 年周期の大規模調査については、調査員確保等の事務が大幅に軽減。 等

## &lt; 心配される点 &gt;

一定レベルの能力を持つ民間事業者の継続的な確保。

個人情報への漏洩、調査結果の不正使用、調査自体の不正、回収率等の質の低下。

5 年周期の大規模調査について、民間事業者の経常的な事業展開は可能なのか。 等

## 3. 民間事業者の活用全般についての姿勢

『民間事業者の活用全般についてどのように考えるか』について、選択肢を示し照会。

## 【回答結果概要】

a. ぜひ検討したい。 . . . . .	3
b. 検討してもよい。 . . . . .	23
c. 今のところ検討する考えはない。 . . . .	18
d. まったく検討する考えはない。 . . . .	1
無回答 . . . . .	2

#### 4. 民間事業者を活用した効率化のため、現行制度について改善すべき点

『現行の調査のやり方や仕組みを変えることにより、民間事業者を活用した効率化が可能なものはあるか』について照会。

##### 【回答結果概要】

効率化の効果を挙げるためには、統計局の調査だけでなく、各府省の調査でも民間開放を検討すべき。

オンライン調査の導入や行政記録の活用、モニター調査など、現行の調査方法の見直しを検討するのが先決であり、それから民間開放を検討すべき。

そもそも、民間開放は国が検討すべき課題であり、可能な限り、法定受託事務を国に引き上げて、一括して、あるいはブロック単位に分けて、発注する方策を探るべき。

等

#### 5. 「計画」及び統計調査の民間開放全般に関する意見・要望

##### 【回答結果概要（上記と重複するものは除く）】

試験調査の結果を十分に検証し、その内容を踏まえる必要。

地方統計機構や登録調査員制度に関する今後のビジョンを示すことが必要。

登録調査員の知識・経験を活かせる仕組みが必要。

現行の委託費の大半である調査員報酬は低額であるが、現行の経費の範囲内で参入する事業者が存在するのか疑問。

民間開放を行う地域とそうでない地域で、精度のばらつき・調査対象からの不信感が生じないように、国による指針が必要。

入札・契約等の事務や苦情対応を考えると、十分な効率化は難しいのではないか。

入札・契約等に係る基準・条件、統計専任職員配置費や委託費の措置方針の早期具体化を望む。

今年度内の事務処理特例条例策定はスケジュール的に困難。準備のための十分な時間的余裕が必要。

等

## 市区町村照会結果概要

( 18年10月に行った市区町村への照会をもとに、統計局においてまとめたもの )

原則として人口10万人以上の市区(272市区)について、都道府県を通じて照会を実施。都道府県によっては人口10万人未満の市区町村に対しても自主的に照会したため、結果的に531市区町村から回答。市区町村の回答内容は概ね都道府県と重複しているが、都道府県との役割分担や、受け皿となる民間事業者の不足を心配する意見がやや多かった点などが異なっている。

### 1. 民間事業者の活用により効率化が可能と考えられる事務

『統計局所管の指定統計調査に関する事務のうち、民間事業者の活用により効率化可能と考えられるものは何か』について照会。

#### 【回答結果概要】

市区町村ごとに回答内容は異なるが、それらを総合すれば、業務のほぼすべてについて、民間事業者の活用による効率化は可能との指摘があった。

市区町村によっては、苦情処理、入札に係る事務及び民間事業者の管理等の事務量増加が見込まれることを理由に、効率化できる事務はないとの回答も見られた。

### 2. 民間委託した場合の効果、心配な点

『統計局所管の指定統計調査に関する事務を仮に民間事業者に委託した場合に、期待される効果、心配される点』について照会。

#### 【回答結果概要】

##### <期待される効果>

現在、市区町村が行っている事務の省力化。

民間事業者の育成、発注する行政側におけるノウハウ蓄積。

調査員確保等の事務が大幅に軽減。

専門的知識を備えた調査員の確保が均一的に可能。

等

##### <心配される点>

一定レベルの能力を持つ民間事業者の継続的な確保。

個人情報漏洩、調査結果の不正使用、調査自体の不正、回収率等の質の低下。

民間事業者の経常的な事業展開は可能なのか。

民間委託による登録調査員制度への影響、対象者からの苦情対応等における民間事業者との役割分担。

等

### 3. 民間事業者の活用全般についての姿勢

『民間事業者の活用全般についてどのように考えるか』について、選択肢を示し照会。

#### 【回答結果概要】

a. ぜひ検討したい。 . . . . .	5 4
b. 検討してもよい。 . . . . .	2 3 0
c. 今のところ検討する考えはない。 . . . . .	2 2 6
d. まったく検討する考えはない。 . . . . .	9
無回答 . . . . .	1 2

### 4. 民間事業者を活用した効率化のため、現行制度について改善すべき点

『現行の調査のやり方や仕組みを変えることにより、民間事業者を活用した効率化が可能なものはあるか』について照会。

#### 【回答結果概要】

効率化の効果を挙げるためには、統計局の調査だけでなく、各府省の調査でも民間開放を検討すべき。

オンライン調査の導入や行政記録の活用、モニター調査など、現行の調査方法の見直しを検討するのが先決であり、それから民間開放を検討すべき。

可能な限り、法定受託事務を国又は都道府県に引き上げて、一括して発注する方策を探るべき。

等

### 5. 「計画」及び統計調査の民間開放全般に関する意見・要望

#### 【回答結果概要（上記と重複するものは除く）】

小規模な市町村ではスケールメリットが働かないのではないかと。

民間事業者が適切に調査を行えなかった際やトラブル発生時等のために、責任の所在を明確にすべき。

試験調査の結果を十分に検証し、その内容を踏まえる必要。

地方統計機構や登録調査員制度に関する今後のビジョンを示すことが必要。

登録調査員の知識・経験を活かせる仕組みが必要。

現行の委託費の大半である調査員報酬は低額であるが、現行の経費の範囲内で参入する事業者が存在するのか疑問。

民間開放を行う地域とそうでない地域で、精度のばらつき・調査対象からの不信感が生じないように、国による指針が必要。

入札・契約等の事務や苦情対応を考えると、十分な効率化は難しいのではないかと。

入札・契約等に係る基準・条件、委託費の措置方針の早期具体化を望む。

等